

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る処理日程等

処理内容		期 日
事業所	申請書を作成し、国保連合会へ提出する。	毎月、15日から月末まで
国保連合会	<p>事業所へ支払通知書を送付する。</p> <p>※ 支払通知書については、法人でまとめて申請された場合でも各事業所宛に送付します。</p> <p>※ 介護報酬請求をインターネットで届出されている事業所は電子請求受付システムで、電子媒体又は紙で届出されている事業所は郵送で送付します。</p> <p>※ 届出がインターネットで、法人等で複数事業所を持たれている場合、アップロードは代表事業所番号（1つ）で可能ですが、支払通知書は事業所番号ごとの発行となります。各事業所番号のユーザID、パスワードでのログインが必要となりますので御注意ください。</p>	申請書を提出した翌月、25日頃を予定
国保連合会	<p>各事業所へ事業所番号ごとに振込みを行う。</p> <p>※ 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」で登録されている口座に振り込まれます。</p>	<p>申請書を提出した翌月、月末の銀行営業日</p> <p>※12月支払については28日(月)となります。</p>